

# けんぽQ & A Series62

Q 平成29年8月から「高額療養費制度」の一部が変更になったようですが内容を教えてください。

A 一部変更というのは、70歳以上から74歳の高齢者に対する高額療養費の限度額が変更になりました。

70歳未満の方の高額療養費の計算方法と違い、70歳以上の方の場合は、1ヶ月（暦の1日から月末）のひと月に病院の窓口で支払った金額が上限を超えた場合に、その超えた金額を高額療養費として支給するものです。

※ 入院時の食事の負担や差額ベット等の代金は含まれません。

平成29年7月診療分まで

適用区分		外来+入院（世帯ごと）	
		外来（個人ごと）	
現役並み	課税所得 145万円以上	44,400円	80,100円 +（医療費-267,000円）×1% (多数回 44,400円)
一般	課税所得 145万円未満	12,000円	44,400円
住民税 非課税 （年金収入80万円以下等）	II 住民税 非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税 （年金収入80万円以下等）		15,000円

平成29年8月診療分から

適用区分		外来+入院（世帯ごと）	
		外来（個人ごと）	
現役並み	課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円 +（医療費-267,000円）×1% (多数回 44,400円)
一般	課税所得 145万円未満	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 (多数回 44,400円)
住民税 非課税 （年金収入80万円以下等）	II 住民税 非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税 （年金収入80万円以下等）		15,000円

※ ピンク色の部分が変更となります。